

第2回協議会・個別の意見交換時にいただいたご意見①・計画の変更内容

資料④-1

意見（第2回協議会・ヒアリング等）	主な変更箇所	変更内容
第1編 本計画について		
2. 本計画の特徴		
・本項の内容と次章の基本方針との整合を図ってほしい。	第1編「本計画について」と第2編「全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針（マスタープラン）」に再編	
	2.5基本理念の実現に向けた基本目標	8頁 「2.5基本理念の実現に向けた本計画の特徴」のタイトルを変更。計画の特徴を基本理念を実現するための目標として再整理
・基本理念の「誰も取り残されることのない」の背景にあるSDGsや障害者権利条約のことを記載してはどうか。	1.1共生社会の実現を目指して 2.4基本理念	1頁 7頁 1.1において、SDGsの記述、説明文、図を追加 「1.3関係法令整備」の項目を追加し、障害者権利条約について追記
・福祉連携について追記してほしい。	2.5基本理念の実現に向けた基本目標	8頁 目標③「ハード」と「ソフト(ハート)」の両輪に福祉等の関連分野との連携について追記
・目標④の「ユニバーサルツーリズムの推進」に、多様な連携を図る旨を追記してほしい。	2.5基本理念の実現に向けた基本目標	8頁 2.5の目標④に関係機関との連携について追記
・「地域との連携」が基本目標に記載されていない。 ・市民参加だけでなく、市民やNPO団体等との協働について記載してほしい。	2.5基本理念の実現に向けた基本目標 2.6計画の継続改善と見直し	8頁 9, 10 頁 2.5の基本目標に新たに項目立て(目標⑥) 「2.6計画の継続改善と見直し」の項目を追加し、当事者・市民意見の反映と地域との連携について追記 地域における取組の事例として、江井島まちづくり協議会での事例を掲載
・「計画の継続改善と見直し」が基本方針に記載されていない。 ・目標年次終了後も取組を継続する旨を追記してほしい。	2.6計画の継続改善と見直し	10頁 2.6計画の継続改善と見直しの項目を追加し、再度整理し、「(3)計画の進捗管理」に、継続的な進捗管理、検証、改定を行う旨を明確化。
第2編「全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針（マスタープラン）」		
1. 全市的なユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針		
・イメージ図の自転車をこぎ続けるためにはソフト対策が重要。 ・自転車に乗ろうとする第一歩を促す取組も必要。	1.1基本方針の考え方	11頁 イメージ図の文言を最小限としわかりやすく改善。あわせて、基本方針の実現により共生社会の実現をめざすこと、外出機会の創出、社会参加の第一歩を踏み出す機会を創出する旨を明記
・人材育成(ユーザーエキスパート、行政・市民のレベルをあげる、NPO・民間企業連携)は別項目としてまとめた方がよい。	1.2当事者・市民の意見を反映したユニバーサルデザインのまちづくり	12頁 「(5)ユニバーサルデザインのまちづくりの担い手の育成」の項目を追加し、再整理

意見（第2回協議会・ヒアリング等）	主な変更箇所		変更内容
<p>・「当事者や市民の意見の反映」は、ハード整備だけでなくソフト施策にも関連するので構成を再考してほしい。</p>	1.2当事者・市民の意見を反映したユニバーサルデザインのまちづくり	12頁	ハード整備（「安全・安心なまちを支える都市整備」）の基本方針に記載されていた内容は、ソフト施策にも関連するため、新たに項目立て
	1.3安全・安心なまちを支える都市基盤整備	14頁	「当事者や市民の意見の反映」の内容は「3.2」に記載したため、リード文に理念を記載。
<p>・市の外出支援サービスの充実をお願いしたい。</p>	①誰もが移動しやすい交通体系の構築	14頁	「すべての市民の移動の確保に向けた交通体系の整備」からタイトルを変更
<p>・バス停に関することを追加してほしい。</p>	1.3安全・安心なまちを支える都市基盤整備	15頁	④「ユニバーサルデザインに配慮した車両の導入」と合わせて、「乗降しやすいバス停留場に向けた歩道の改修」の旨を追記
<p>・掲載されている写真が1車種のみなので見直してほしい。</p>	④ユニバーサルデザインに配慮した車両の導入	15頁	写真を変更
<p>・歩道の波打ち解消や段差・勾配の改修を、線的・面的に実施する旨を記載してほしい。</p>	①すべての人にやさしい道づくり	16頁	「歩道の波打ち解消、段差・勾配の改修…などにより、連続したバリアフリー経路を整備する」旨を追記
<p>・スクランブル交差点の視覚障害者の安全な横断方法等、今後解決に向けて検討すべき事項があるのではないか。</p>	③横断歩道のユニバーサル化の検討	16頁	「交差点の安全な横断方策について検討する」旨を追記
<p>（JR西明石駅周辺地区のまち歩きで、走行する自転車の危険性が指摘された）</p>	⑥自転車利用環境の向上による自転車と歩行者の共存	17頁	「⑧自転車走行のマナーと放置自転車対策の徹底」のタイトルを変更し、⑥に移動
<p>—</p>	(3)旅客施設と道路（駅前広場）の連続性の確保：届出制度	18頁	届出制度の内容について見直し・追記
<p>・コミュニティセンターに筆談ボードを設置してほしい。</p>	①公共施設のバリアフリー化の促進	19頁	コミュニティセンターや避難所となる小中学校等の、コミュニケーションツールの設置等の情報提供の充実を追記
<p>・学校施設の記載について充実すべき</p>	①公共施設のバリアフリー化の促進	19頁	「誰もが利用しやすく、地域に開かれた学校を目指した環境整備を進めていく」旨を追記
<p>・「②施設のユニバーサルデザイン化…」は、「②民間施設…」とすべきである。</p>	②民間施設のユニバーサルデザイン化をできるところから実現	19頁	ご指摘の通り修正
<p>・車いす使用者駐車スペースの拡充の意見が多い。「駐車場」のみならず、「駐車スペース」の整備が必要ではないか。</p>	④ユニバーサルデザインの駐車スペースの推進	19頁	見出しを修正し、駐車場のみならず、駐車スペースの整備を推進していく旨を明確化
<p>・石ヶ谷公園はバリアフリー化されているのか。事例写真の主旨がわからない。</p>	⑤ユニバーサルデザインに配慮した公園整備の推進	20頁	石ヶ谷公園の写真とキャプションを変更

意見（第2回協議会・ヒアリング等）	主な変更箇所	変更内容	
1.4心のバリアフリーの推進			
・ヘルプカードだけではなく、ヘルプマークも追加してほしい	③ヘルプマーク・ヘルプカードの普及促進	21頁	ヘルプマークについてを追記
・商業施設で、ユニバーサルマナー検定を受講予定。取組を広げることが重要。	③多様な人々の特徴や接し方の理解促進	19頁	商業者の「ユニバーサルマナー検定」の受講の機会を増やし、利用者がまちを楽しむことができる接遇スキル向上について追記。
1.5ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な情報提供			
-	(1)バリアフリーマップの作成・活用	21頁	バリアフリー法(第24条)の規定に基づき、管理者等の情報提供について追記。
・イベント等で手話通訳がない場合がある。イベント時の情報提供の配慮もお願いしたい。	(3)イベント時の情報提供への配慮	23頁	市、民間等が開催するイベントの情報提供の配慮について追記。
・良いアイデアや事例、実施した取組を市民にも公開すべき。	(4)市内のバリアフリーの取組事例の紹介	23頁	優良事例の市民への周知について新たに追加
・ピクトグラムを活用等、誰にもわかりやすい案内表示の改善は重要。 ・「精神・知的障害者」という言葉を使うと発達障害者が抜けている感があるので、工夫してほしい。	(5)誰でもわかりやすい案内表示の充実	23頁	『『高齢者、知的・精神障害者(発達障害者を含む)等にも』わかりやすい案内表示』と追記
1.6ユニバーサルツーリズムの推進			
・(仮称)ユニバーサルツーリズムセンターだけではなく、ユニバーサルツーリズムに関連する他の施策も位置付けてはどうか。	(1)明石の魅力を楽しむ環境整備	24頁	新たに「(1)明石の魅力を楽しむ環境整備」の節を追加して追記
・公園・緑地、美術館や博物館等については、五感で楽しむことを記載してはどうか。	(1)明石の魅力を楽しむ環境整備	24頁	1.6ユニバーサルツーリズムの推進 (1)明石の魅力を楽しむ環境整備部に追記
・明石は出かけようとは思わないまちである。情報提供だけでなく、誘導も必要。	(2)「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」の活用	24頁	「多様な利用者の問い合わせやニーズに対応できるよう、関係機関との連携により、スタッフの接遇向上、提供する情報の拡充等により案内機能の充実を図る」旨を追記
1.7災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくり			
・障害者の避難所への配慮の充実をお願いしたい。 ・福祉避難所に準じた避難所の整備が進むことを願う。 ・商業施設において市民広場を帰宅困難者一時滞在施設として位置づけている。	(2)災害時要配慮者を考慮した避難所の確保	25頁	災害時要配慮者に対応した避難所体制、地域や民間と連携した避難所の確保について新たに追加

意見（第2回協議会・ヒアリング等）	主な変更箇所	変更内容	
2. バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区（移動等円滑化促進地区）の設定			
<p>・地域や当事者発案型地区設定について検討してほしい。</p>	<p>2.1 移動等円滑化促進地区の設定</p>	<p>27頁</p>	<p>鉄道駅を中心とした促進地区設定の理由について明確化 「2. 2.1、(2) 今後の移動等円滑化促進地区の設定」の項目を追加し、まちの変化や住民提案による促進地区設定や駅周辺以外の地区での地区設定について追記</p>
<p>・避難所となる小学校が生活関連施設として位置づけられていない。</p>	<p>2.2 生活関連施設と生活関連経路の設定 3. 移動等円滑化促進地区のまちづくりに関する方針</p>	<p>28頁 30～ 51頁</p>	<p>生活関連施設に避難所を新たに追加 各促進地区内の避難所を生活関連施設に追加するとともに、追加に伴い、地区の範囲を見直し 追加地区(4地区):JR明石駅・山陽電鉄山陽明石駅周辺地区・JR大久保駅周辺地区・山陽電鉄東二見駅周辺地区・山陽電鉄西二見駅周辺地区 範囲の見直し(2地区):JR明石駅・山陽電鉄山陽明石駅周辺地区、山陽電鉄西二見駅周辺地区</p>
3. 移動等円滑化促進方針のまちづくりに関する方針			
<p>—</p>	<p>3. 移動等円滑化促進地区のまちづくりに関する方針</p>	<p>30～ 51頁</p>	<p>「地区の課題」「地区の整備方針」を見直し、タイトルをそれぞれ「地区の取組方針」「地区の目標」と変更し、順番を変更。</p>
<p>建築物や、建築物と移動経路の接続部分について、情報の追加記載が必要 (西明石まちあるきにおいて、建築物と移動経路の接続部分について、課題として意見が出された)</p>	<p>3. 移動等円滑化促進地区のまちづくりに関する方針</p>	<p>30～ 51頁</p>	<p>地区の取組方針に建築物や、建築物と移動経路の接続部分について、追加記載。</p>
<p>・がんセンターへの利用が多いので追加して欲しい</p>	<p>3.7 山陽電鉄西新町駅周辺地区</p>	<p>42～ 43頁</p>	<p>10月10日に実施した調査では、当日、西新町駅から歩いてがんセンターへ来訪された方は1.8%(340人中6人)、普段それ以外の手段で来訪される方が97.3%(335人中326人)であったため、43頁に同センターへの移動はバスや車による移動が主である旨を追記。また、「3.2(1)①すべての市民の移動の足の確保に向けた交通体系の整備」等の施策により、より移動しやすい環境整備に向けた取組を推進する方針。</p>
4. 基本構想の策定方針			
<p>—</p>	<p>4. 基本構想の策定方針</p>	<p>52頁</p>	<p>基本構想の策定方針を追記し、明確化</p>

第2回協議会・個別の意見交換時にいただいたご意見②

資料④-2

意見（第2回協議会・ヒアリング等）	主な該当箇所等	回答
第1編 本計画について		
<p>・協議会では当事者の声を直接聞くことができ、アンテナを高める上で参画する意義は大きい。</p> <p>・協議会には市の関係部署が横断的に参画し、対応にスピード感もあり良い。</p> <p>・協議会の場が、事業者の取組も紹介できる場となり、事業者間や事業者と当事者との意見交換の場に発展することが望ましい。</p> <p>・林崎松江海岸駅周辺地区のまちあるきに参加したが、当事者ならではの視点があって、基本構想策定に有効な活動だと思う。</p>	<p>2. 6計画の継続改善と見直し</p>	<p>9頁</p> <p>・計画策定後も、市民・当事者の方の参画を得て、様々な方のご意見を反映させる場や仕組みを構築しながら、計画の実現に向けた取組を進めていきます。</p>
第2編「全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針（マスタープラン）」		
1. 全市的なユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針		
<p>・座席がフラットなタイプ(セダン型だと沈み込む)のタクシーであれば、身障者は乗り降りがしやすく、かつUDタクシーに比べ安価であると聞いている。</p> <p>・UDタクシーは、積極的に導入を促進すべき。</p>	<p>1. 3安全・安心なまちを支える都市基盤整備 ④ユニバーサルデザインに配慮した車両の導入</p>	<p>15頁</p> <p>・頂いたご意見を参考にしながら、事業者と連携して、乗降負担の少ない車両導入を進めます。</p>
<p>・バリアフリーに整備するだけでなく、機能を発揮できるように維持管理を行っていくことが重要。</p>	<p>1. 3安全・安心なまちを支える都市基盤整備 ⑦道路の維持管理の継続</p>	<p>17頁</p> <p>・道路だけでなく、全てのハードの維持管理が重要と認識しております。</p>
<p>・既存店舗でのハード整備は困難。ユニバーサルマナー検定のような草の根の風土づくりにつながる取組が重要。市がその後押しをすることの意義は大きい。今年度は明石駅周辺でマナー検定が実施されるが、西明石、大久保へと取組を広げていくことが望ましい。</p>	<p>1. 3安全・安心なまちを支える都市基盤整備 ②民間施設のユニバーサルデザイン化をできるところから実現</p>	<p>19頁・21頁</p> <p>・一度にすべての建築物のバリアフリー化は困難ですが、できるところから啓発活動も含めて取り組みを始め、より広い範囲に展開していきます。</p>
<p>・市内の各商店街にも声をかけ、ユニバーサルデザインのまちづくりの意識を持ってもらうことが良い。</p>	<p>1. 4心のバリアフリーの推進 ③多様な人々の特徴や接し方の理解促進</p>	
<p>・知的障害への理解は、地道な啓発活動により進むもので、計画や条例によって、すべてが変わることが無い。</p> <p>・精神障害者は、独身の人が多い傾向があるため、子どもと触れ合える機会を設けてもらえれば良い。</p> <p>・障害者のことを理解して接遇向上に努めることが第一と考えている。</p> <p>・リカバリーストーリー(当事者の実体験を10分程度にまとめたもの)を兵庫県立看護大学や神戸大学で実施している。また明石土山病院・関西サナトリウムでも行っている。数年前には市職員への研修も行っている。</p> <p>・ピアサポーターの啓発活動の機会を与えてほしい。ピアサポーターの認定制度(年1回)実施。養成講座を受講し、認定された人は現在では30人ぐらい。</p>	<p>1. 4心のバリアフリーの推進</p>	<p>20～21頁</p> <p>・共生社会の実現のためには心のバリアフリーの推進が重要であり、その推進のためには、様々な方との連携しながら協働で進めていくことが重要と認識しています。引き続きご意見・アイデアを賜るとともに、計画策定後も引き続き、ご協力・ご支援をお願いします。</p>

意見（第2回協議会・ヒアリング等）	主な該当箇所等		回答
<p>・一部において、ヘルプカード・ヘルプマークに抵抗感を示し、活用していない人もいる。（障害の有無を知られるのが嫌だという理由）</p>	1. 4心のバリアフリーの推進 ③ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発	21頁	<p>・「障害の有無を知られるのが嫌」という想いを持たなくて良い共生社会の実現にむけてヘルプカード・ヘルプマークの普及を進めていきます。</p>
<p>・（仮称）ユニバーサルツーリズムセンターは1つの拠点となる場所をスタート地点とし、パピオスやピオレなどの施設まで案内してもらい、その後各店舗スタッフに取り次ぐような仕組みを希望。また、電話しておけば、案内出来るような体制にしてほしい。</p>	1. 6ユニバーサルツーリズムの推進	24頁	<p>・頂いたご意見を参考にしながら（仮称）ユニバーサルツーリズムセンターの整備・運営を進めるとともに、市のまちづくりと連携したユニバーサルツーリズムを皆さんと協働で進めていきます。</p>
<p>・（仮称）ユニバーサルツーリズムセンターは、利用者を各施設に「つなぐ」役割をしてほしい。</p>			
<p>・訪れる人のニーズをくみ取り、適切に関係機関につなぐことにより、満足度を高めたい。さまざまな方が観光案内所には訪れられ、広く対応することが求められるため、専門機関と連携して確実にご案内が出来るようにしたい。</p>			
<p>・ユニバーサルツーリズムの推進は、当事者の視点、関係者の視点等さまざまな意見を聞き、専門機関と連携して取り組みを進めることが必要。</p>	1. 6ユニバーサルツーリズムの推進	24頁	<p>・頂いたご意見を参考にしながら（仮称）ユニバーサルツーリズムセンターの整備・運営を進めるとともに、市のまちづくりと連携したユニバーサルツーリズムを皆さんと協働で進めていきます。</p>
<p>・高齢者（特に引きこもり）の方が、気軽に外出できるようにしてほしい。</p>			
<p>・ユニバーサルツーリズムの推進については、ニーズを見極めながら、順に取組を発展させるのが良い。</p>			
<p>・警報発令時等の防災放送（小学校の集団下校の連絡など）は放送では分からないので、メール案内を活用している。</p>	1. 5ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な情報提供・	22頁・	<p>・頂いたご意見を参考に、防災と情報提供のあり方について関係部署と連携しながら検討を進めていきます。</p>
<p>・商業施設の喫茶店にいた時に避難訓練が行われ館内放送が流れたようだったが、わからずに戸惑った経験がある。</p>	1. 7災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくり	25頁	
2. バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区（移動等円滑化促進地区）の設定			
<p>・子どもとホテルに宿泊をした際、フロントや部屋まではバリアフリー化されているが、お風呂にリフトがついておらず、入れなかった経験があった。都心でもバリアフリールームも全てが整備されていない状況。明石でも整備が進んでくれば。</p>	2. 2生活関連施設と生活関連経路の設定	28頁	<p>・宿泊施設も生活関連施設に位置付け、施設管理者にバリアフリーへの配慮を求めています。</p>
その他			
<p>・建築物の新・改築時には、様々な利用者へ配慮するよう市も指導するべき。</p>	-	-	<p>・一定規模以上の建築物の新築、大規模改修時等には基準適合については今後も引き続き、基準への適合を確認・指導していきます。</p>
<p>・ハード整備と合わせ、例えば視覚障害者を支援する「同行援護」などのソフト施策と整合をとり、整備した施設を利用できるような検討が必要。また、高齢者が外出する際に利用できる支援サービスがあれば。</p>	-	-	<p>・本計画に基づき、ハード整備とソフト施策を進めながら、関係部局と連携しながら、誰もが移動しやすいまちづくりの実現をめざします。</p>